

別記第1

国立研究開発法人情報通信研究機構タイムビジネス時刻情報提供サービス要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第13条）
- 第2章 ポータブルクロックを用いた時刻比較サービス（第14条－第27条）
- 第3章 非常時支援サービス（第28条－第31条）
- 第4章 雑則（第32条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）のタイムビジネス時刻情報提供サービスの提供、利用等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 時刻情報 機構が維持・配信する標準時に基づいた時刻情報をいう。
- 二 ポータブルクロック 時刻比較用に用いる可搬型時計システムをいう。
- 三 タイムビジネス時刻情報提供サービス タイムビジネスに係る事業者（以下単に「事業者」という。）に対し、GPS衛星（Navigation System with Time and Ranging/Global Positioning Systemをいう。以下同じ。）、ポータブルクロック等を用いて時刻情報を提供するサービスをいう。
- 四 GPS時刻比較法 GPS衛星を用いた時刻比較法（GPS-CV法等）をいう。
- 五 スケジュール GPS時刻比較法を用いるためのGPS時刻測定スケジュールをいう。

（サービス内容）

第3条 タイムビジネス時刻情報提供サービスの具体的内容は、次の各号に掲げるとおりとし、機構は、これらが無償で提供する。ただし、第3号に掲げるポータブルクロックを用いた時刻比較サービスの手数料及び第4号に掲げる非常時支援サービスに係る機器の設置費用、通信回線料等は、ポータブルクロックを用いた時刻比較サービスを受けようとする者及び非常時支援サービスに係る機器の設置許諾を受けた者がそれぞれ負担するものとする。

- 一 GPS時刻比較法を用いて測定したデータ（GGTTS形式）の公表サービス
- 二 次に掲げるデータの公表サービス（以下「その他の情報公表サービス」という。）
 - （1） スケジュール
 - （2） NTPサービスの運用報告

- (3) テレホン J J Y 及び光テレホン J J Y の運用報告
- (4) 標準電波の電波発射の運用報告
- (5) その他時刻情報提供に必要となるデータ

三 事業者の施設内でポータブルクロックにより事業者の使用している原子時計等の時刻と標準時との差を計測し、事業者に対して報告するサービス（以下「ポータブルクロックを用いた時刻比較サービス」という。）

四 災害等の非常時における事業者のタイムビジネスに係るサービスを維持するために、事業者の用意する機器を機構が指定する機構内の場所に設置することを許諾し、事業者の時刻配信装置に対する時刻情報の提供及び電源等の供給を行うサービス（以下「非常時支援サービス」という。）

（委員会）

第4条 タイムビジネス時刻情報提供サービスを提供するために、タイムビジネス時刻情報提供委員会（以下「委員会」という。）を機構の電磁波研究所に設置する。

2 委員会の長は、電磁波研究所長（以下「研究所長」という。）又は研究所長が指名した職員とする。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について討議し決定する。また、委員会の運営については別に定める。

- 一 タイムビジネス時刻情報提供サービスの運営に関する事項
- 二 タイムビジネス時刻情報提供サービスの停止・終了に関する事項
- 三 タイムビジネス時刻情報提供サービスの監査に関する事項
- 四 非常時支援サービスの審査に関する事項
- 五 災害発生等の緊急時の対応に関する事項
- 六 その他タイムビジネス時刻情報提供サービスの運営に関し重要な事項

（機構の責務）

第5条 機構は、タイムビジネス時刻情報提供サービスを提供するに当たり、次の各号に掲げる責務を負う。

- 一 本要綱に定める場合を除き、タイムビジネス時刻情報提供サービスを停止又は終了しないこと
 - 二 タイムビジネス時刻情報提供サービスが事業者向けの公開されたものであることの保証
 - 三 タイムビジネス時刻情報提供サービスを提供するための設備の確保
 - 四 タイムビジネス時刻情報提供サービスを提供するための要員の確保
 - 五 タイムビジネス時刻情報提供サービスを提供するために必要なセキュリティの確保
- （サービスの提供方法）

第6条 機構は、タイムビジネス時刻情報提供サービスを次に定めるところにより提供する。

- 一 GPS時刻比較法を用いて測定したデータの公表サービス及びその他の情報公開サービス Web 上での公表を原則とし、回線障害等の理由により Web 上での公表が困難な場合は、必要に応じ印刷物での公表を行う。
- 二 ポータブルクロックを用いた時刻比較サービス

第2章に定めるところにより、事業者の依頼を受けて提供する。

三 非常時支援サービス

第3章に定めるところにより、申請により提供する。

(サービスの停止)

第7条 タイムビジネス時刻情報提供サービスのうちWeb上でデータを公表するものについては、次の各号の一に該当する場合には停止するものとし、サービスの停止及びその事由を委員会に報告するとともに、Web上で公開する。

一 Web上で公表するデータに改ざん等が発生した場合

二 回線障害等の理由によりWeb上でデータを公表することが困難な場合

(サービスの終了)

第8条 委員会においてタイムビジネス時刻情報提供サービスを終了すると決定した場合は、サービス終了の90日前までに、サービスを終了すること並びにサービス終了後のデータ等の保管及び開示方法を公表するとともに、非常時支援サービスに係る機器の設置許諾を受けた者に通知する。

(監査)

第9条 タイムビジネス時刻情報提供サービスの監査は、委員会の指示により年1回定期的に行う。また、必要に応じて臨時の監査を実施し、監査結果を委員会に報告する。

2 監査する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 タイムビジネス時刻情報提供サービスが、別に定める運用マニュアル等に従って実施されていること。

二 外部及び内部の不正行為に対する措置が適切に講じられていること。

(監査指摘事項への対応)

第10条 前条の規定により実施された監査の結果に関し、委員会は次に定めるところにより対応する。

一 重要又は緊急を要する監査指摘事項については、速やかに対処方法を検討し、対応する。

二 重要又は緊急を要する監査指摘事項が改善されるまでの間、タイムビジネス時刻情報提供サービスを停止するか否かを決定する。

三 監査指摘事項に対して、対策を実施したことを確認する。

(機密保持)

第11条 委員会は、漏洩することによりタイムビジネス時刻情報提供サービスの信頼性が損なわれるおそれのある情報を機密扱いとする。機密扱いとする情報については、当該情報を含む書類及び記録媒体の管理責任者を定め、安全に管理保管するものとする。

(公開情報等の保存)

第12条 機構は、タイムビジネス時刻情報提供サービスに係る公開情報及び監査記録を10年間保存するものとする。

(損害の賠償)

第13条 機構は、タイムビジネス時刻情報提供サービスに関しサービス利用者が受けた損失に対して、故意若しくは重大な過失による場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、賠償責任を一切負わないものとする。

第2章 ポータブルクロックを用いた時刻比較サービス

(サービスの統括)

第14条 研究所長又は研究所長が指名した職員は、ポータブルクロックを用いた時刻比較サービスに関する統括を行う。

(サービスの監督)

第15条 電磁波研究所時空標準研究室長（以下「標準研究室長」という。）は、ポータブルクロックを用いた時刻比較サービスに関する監督を行う。

(担当者の指名)

第16条 標準研究室長は、ポータブルクロックを用いた時刻比較サービスに関する受付の事務を実施する受付担当者及び当該サービスを実施する実施担当者を指名する。

(依頼の受付)

第17条 機構は、ポータブルクロックを用いた時刻比較サービスを受けようとする者から別紙様式第1に定める様式による依頼書及び手数料を受領することによって、依頼の受付を行う。

(手数料)

第18条 ポータブルクロックを用いた時刻比較サービスの手料金は、別表第1のとおりとする。

(依頼の確認)

第19条 受付担当者は、ポータブルクロックを用いた時刻比較サービスを受けようとする者からの依頼書を受けて、電子情報処理組織を用いて申請等の処理を行う。

2 受付担当者は、前項の決裁を得た後、電子情報処理組織決裁済印刷用画面出力帳票を財務部へ提出する。

(手数料の納入)

第20条 手数料の納入は、別表第2に示す銀行口座に第18条に定める手数料額を振り込むことにより行うものとする。

(サービスの実施承認)

第21条 標準研究室長は、財務部から手数料の入金確認を受けたときは、サービスの実施を承認するものとする。

(関係書類の回付)

第22条 受付担当者は、前条の規定により標準研究室長の承認がなされた場合には、実施担当者に関係書類を回付する。

(サービスの実施計画)

第23条 実施担当者は、依頼請書に基づきサービスの実施計画を策定する。

(時刻比較の実施)

第24条 時刻比較は、依頼者の指定する場所にポータブルクロックを持ち込み、実施する。実施方法の詳細については、別に定める。

(測定結果の交付)

第25条 機構は、ポータブルクロックを用いた時刻比較が終了したときは、別紙様式第2に定める様式の測定結果を依頼者に交付する。

(測定データの保存)

第26条 機構は、時刻比較の実施において取得したデータを、1年以上保存する。

(機器の校正)

第27条 機構は、時刻比較の精度を維持するため、定期的に機器を校正するものとする。

第3章 非常時支援サービス

(サービスの対象者)

第28条 非常時支援サービスの対象者は、認定機関からタイムビジネスに係る事業者として認められた者又は認定申請中の者に限る。

(申請)

第29条 新たに非常時支援サービスを受けようとする者（以下「新規希望者」という。）、非常時支援サービスの内容を変更しようとする者及び非常時支援サービスの利用を取りやめようとする者は、別紙様式第3に定める様式による申請書を提出することにより申請を行うものとする。

2 新規希望者に係る申請期間は、原則として毎年度4月から6月までとする。

(機器設置許諾等)

第30条 機構は、前条の規定による新規希望者の申請に関し、次条に定めるところにより審査し、適当であると認めるときは、機器の設置を許諾するものとする。

2 機構は、前項の申請の許否を申請者に通知する。

3 機構は、第1項の機器の設置許諾を受けた者と、別紙の災害等の非常時におけるタイムビジネス時刻情報提供支援サービス契約書を締結し、許可を受けた者は、当該契約書で定められたサービスの利用条件等を遵守するものとする。

(審査)

第31条 機構は、第29条の規定による新規希望者の申請に関し、委員会において、次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

一 申請された機器が機構の所有する機器に影響を与えないこと。

二 申請された機器が機構に設置された他の許可を受けた者の機器に影響を与えないこと。

三 その他申請された機器の設置について支障がないこと。

第4章 雑則

(雑則)

第32条 この要綱に定めるもののほか、タイムビジネス時刻情報提供サービスに関し必要な事項は、別に定める。

別紙様式第1 依頼書の様式（第17条関係）

依 頼 書

年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 殿

<申請者> 千
住 所
(ふりがな)
名 称
代表者名

国立研究開発法人情報通信研究機構タイムビジネス時刻情報提供サービス要綱第3条第3号に規定するポータブルクロックを用いた時刻比較サービスを受けたいので、同要綱第17条の規定に基づき、依頼します。

記

- 1 時計の所在
- 2 比較を行う時計の名称
 - 2-1 製造者名
 - 2-2 製造番号
- 5 希望実施日 月 日 ～ 月 日
- 6 前回実施日（実績がある場合のみ）
- 8 備考

連絡担当者 所 属 :
氏 名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

別表第1（第18条関係）

ポータブルクロックを用いた時刻比較サービスの手数料

種 別	内 容	適用範囲	備考
基本手数料	1泊2日の旅費及び	旅費（職員2名分）	当機構旅費規程による
	機器の送料	機器送料	輸送距離による（実費）
追加手数料	3日目からの料金	旅費（追加宿泊費等）	遠距離の場合等

別表第2（第20条関係）

手数料を振り込むべき銀行口座

銀行名	支店名	口座種別	口座番号
三菱UFJ銀行	国分寺支店	普通預金	1525560

測定結果

年 月 日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構
電磁波研究所長
又は研究所長が指名した職員

下記の時計の時刻比較結果は、次のとおりである。

記

- 1 機器の種別
- 2 測定場所
- 3 測定日
- 4 測定結果
- 5 測定者

申 請 書

年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 殿

<申請者> 〒
住 所
(ふりがな)
名 称
代表者名

国立研究開発法人情報通信研究機構タイムビジネス時刻情報提供サービス要綱第3条第4号に規定する非常時支援サービスを（新たに受けたい・内容変更したい・利用を取りやめたい）ので、同要綱第29条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 設備の名称
 - 1-1 製造者名
 - 1-2 製造番号
- 2 使用する専用線の名称
- 3 非常時のサービス形態
- 4 運用（開始・変更・終了）希望日 年 月 日から
- 5 備考（変更・終了の場合は、その理由）

連絡担当者 所 属：
氏 名：
T E L：
F A X：
E-mail：

別紙（第30条第3項関係）

災害等の非常時におけるタイムビジネス時刻情報提供支援サービス契約書

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害等の非常時におけるタイムビジネス時刻情報提供支援サービス（以下「非常時支援サービス」という。）に関し、以下のとおり締結する。

第1条 この契約において、非常時支援サービスとは、甲が維持・配信する標準時に基づいた時刻情報を、災害等の非常時のみに甲の所有するケーブル等によって、乙に提供するサービスをいう。

第2条 甲は、乙が非常時支援サービスを受けるため、甲の施設内に乙の機器を設置することを許諾する。

2 乙は、業務に必要な最低限の機器を甲の施設内に設置することができる。

3 乙が甲の施設内に持ち込み設置した機器（以下「持込機器」という。）への甲からの時刻情報の提供及び電源等の供給は、災害等の非常時のみに限定される。ただし、点検等の必要な場合を除く。

第3条 甲の提供する非常時支援サービスは無償とする。ただし、前条第2項の機器の設置に係る工事費、通信回線料等は、乙の負担とする。また、契約期間満了又は契約解除時に必要となる工事費等は乙の負担とする。

第4条 甲は、管理運営上その他やむを得ない事情により、非常時支援サービスの提供又は甲の施設の利用を休止する場合がある。

第5条 乙は、持込機器が、甲の施設、ケーブル等と明確に区別できるよう必要な措置をとるものとする。

2 持込機器の保守等は、乙の責任において行うものとする。

3 持込機器の管理、破損、盗難等の責任は、乙の責任とする。

4 乙は、甲が管理運営上必要と認めたその他の事項に従うものとする。

第6条 乙は、善良な管理者の注意をもって甲の施設の維持保全をしなければならない。

2 前項の維持保全のために通常必要とする修繕費その他の経費は、全て乙の負担とし、その費用は甲に請求しないものとする。

第7条 障害時の対応は、甲の定める勤務時間内（平日9時—17時）とし、土曜日、日曜日及び甲の休日は対応を行わない。

2 乙は、機器の設置、調整等のため、甲の施設へ入室する場合は、甲の担当職員の許可を得るものとする。担当職員が不在の場合は、緊急を要する場合を除き施設への入室は

許可しない。

第8条 持込機器が甲が別に定める設置基準に達していないことが判明したときは、甲は非常時支援サービスを一方的に中止できるものとする。

- 2 前項に該当したときは、乙は遅滞なく、基準を満たすように改修しなければならない。また、その際、甲の指定する書類を甲に提出するものとする。
- 3 前項の改修が行えない場合は、乙は、直ちに持込機器を撤去しなければならない。また、その際、甲の指定する書類を甲に提出するものとする。

第9条 甲は、甲の提供する時刻情報について、瑕疵担保責任を負わない。

第10条 甲の設備の故障、メンテナンスの必要その他の事由により一時的に非常時支援サービスが停止し、又は時刻情報に誤差を生ずることがあっても、甲は、乙の損害に対して責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとし、乙は異議を唱えないものとする。

- 2 甲は、乙が非常時支援サービス又は甲の施設を利用することによって他の利用者又は第三者に損害を与えた場合には、いかなる責任も負わず、損害を賠償する義務はないものとする。
- 3 乙は、非常時支援サービスを利用するに際して、甲又は他の利用者の機器類に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、故意又は過失によって甲の施設をき損し又は滅失等したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 乙の設置する機器に対する損害に関して、乙は甲に対して損害賠償を請求することができない。

第11条 乙は、申請内容を変更しようとする場合は、国立研究開発法人情報通信研究機構タイムビジネス時刻情報提供サービス要綱（以下この条において単に「要綱」という。）別紙様式第4に定める様式による申請書を機構に提出し、内容の変更を申請するものとする。

- 2 甲は、前項による申請を受けた場合は、要綱第4条第1項に規定するタイムビジネス時刻情報提供委員会において内容を審議し、その審査結果に基づき変更の許否を決定する。
- 3 乙は、非常時支援サービスの利用を取りやめようとするときは、要綱別紙様式第4に定める様式による申請書を機構に提出し、利用を終了するものとする。

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、乙に対する機器の設置許諾を取り消し、この契約を解除できるものとする。

- 一 この契約又は許可の条件に違反した場合
- 二 機器の設置許諾を受けた施設を無関係な第三者に利用させる場合
- 三 公序良俗に反するおそれがあると認められる場合

- 四 第三者に何らかの損失が発生する事態に陥った場合
- 五 甲の施設、ケーブル等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められる場合
- 六 申請内容を故意に偽っていることが判明した場合
- 七 乙がタイムビジネスに係る事業をやめた場合
- 八 乙がタイムビジネスに係る事業者としての認定を認定機関に申請中の者であった場合で、機構に対する申請後半年以内にタイムビジネス認定事業者として認められなかったとき
- 九 その他管理運営上支障があると認められる場合

第13条 乙は、非常時支援サービスの利用を終了したときは、直ちに、甲が指定する書類を甲に提出し、甲の職員の指示に従い、持込機器を撤去し、原状に回復するものとする。

第14条 甲の施設の使用について疑義を生じたときは、全て甲の決定するところによるものとする。

第15条 この契約の期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対して別段の申入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

以上契約成立の証として本書2通を作製し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都小金井市貫井北町4-2-1
国立研究開発法人情報通信研究機構

(乙)